

## 奈良県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱

### （目 的）

第 1 条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 23 条に規定する地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を設置し、温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

### （推進員の要件）

第 2 条 推進員の要件については、年齢 18 歳以上で法第 23 条第 1 項の規定に該当するものとする。

### （委 嘱）

第 3 条 知事は、県が実施する養成講座の修了者を推進員として委嘱することができる。

### （推進員の活動）

第 4 条 推進員は、法第 23 条第 2 項の規定に基づき、県民を対象にした普及啓発活動を、ボランティアとして行う。

2 推進員は、活動について第 1 号様式により年度末に実績報告を行う。

### （推進員の任期）

第 5 条 推進員の任期は、本人の申出等特別の事由により知事が委嘱を解くまでの間とする。

### （庶 務）

第 6 条 庶務は、生活環境部環境政策課が行う。

### （その他）

第 7 条 この要綱で定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱、平成 12 年 7 月 26 日から施行する。